## 公益社団法人志賀町シルバー人材センター空調付き作業着等 購入助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人志賀町シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員が就業時の熱中症を予防するため着用する空調付き作業着等の購入費の一部を助成することにより、会員の健康及び安全就業の促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

- 第2条 会員が就業時の熱中症予防のため購入した作業着に関するもので、次のいずれかに該当するもの。
  - (1) 空調付き作業着
  - (2) 空調機器 (ファン) が装着できる作業着
  - (3) 空調付き作業着専用の空調機器 (ファン)
  - (4) 空調付き作業着専用の空調機器 (ファン) 用のバッテリー

(対称会員)

- 第3条 助成対象者は、センターの紹介により当該年度に次のいずれかの業務に従事した会員とする。
  - (1) 除草作業
  - (2) 剪定作業

(助成金の額)

- 第4条 助成金の額は、会員一人につき毎年度1回を限度とし、購入金額の2分の1以 内で5,000円を上限とする。
- 2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(助成金の申請及び支払い)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、空調付き作業着等を購入した日の属する年度の3月31日までに、空調付き作業着等購入助成金支給申請書兼請求書(様式 第1号)に購入内容が明記された領収証等の写しを添付のうえ申請するものとする。
- 2 センターは、前項の申請書兼請求書の提出を受けたときは、会員の配分金支払銀行 口座に速やかに助成金を支払うものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 様式第1号(第5条関係)

## 空調付き作業着等購入助成金支給申請書兼請求書

		請求日	令和	年	月	日
公益社団法人志賀町シルバー人材センター 理事長	様					
会員氏名	 ※自	目筆署名の場	場合 回は不	要		ED _
会員住所	<u>志賀</u> [	町				

下記の物品を購入したので、公益社団法人志賀町シルバー人材センター空調付き作業着等購入助成金支給要綱の規定により助成金の支給を受けたいため申請及び請求します。

- 1. 助成金の額 円
- 2. 購入物品・金額・購入日 ※空調付き作業着等を購入した際の領収証等の写しを添付